

諮問事件：

諮問番号：平成20年（情）諮問第1号

事件名：国民年金保険料の強制徴収に係る検査資料等の不開示決定等に関する件

諮問日：平成20年 3月10日

答申日：平成22年 3月11日

答申書

第1 審査会の結論

国民年金法（昭和34年法律第141号）による保険料の強制徴収が正しく処理されていたかの検査資料等の開示請求に係る対象文書として特定された下記の文書（以下「本件対象文書」という。）につき、アの文書の全部を不開示とし、イ及びウの文書の一部を開示とした決定については、諮問庁が不開示としている部分のうち、イの文書について、「添書」の出張官（主任官を除く。）の官職、氏名及び個人印の印影並びに「出張日割表等」の不開示部分を開示することが妥当である。

ア 平成16、19検査年次の検査過程において、会計検査院が社会保険庁本庁、地方社会保険事務局等（以下「社会保険庁本庁等」という。）から取得した各種の検査資料及び同院が作成した検査資料（以下「本件対象文書1」という。）

イ 16年7月26日から同年7月30日までの間に上席調査官（年金担当）が厚生労働本省外3箇所について実施した会計実地検査に係る申報書（以下「本件対象文書2」という。）

ウ 19検査年次に国民年金事業について実施した会計実地検査に係る観点別検査実施記録票（以下「本件対象文書3」という。）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が19年11月9日付け190普第305号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）及び処分庁が20年2月20日付け200普第60号により行った一部開示決定（以下「変更処分」という。）のうち不開示とした部分の決定について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書等の記載及び審査請求人による口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

ア 19年10月4日に国民年金法に関する行政文書の開示請求をしたところ、同月25日、会計検査院総務課より連絡票が届いた。その記載によると、審査請求人が開示を求めた検査記録は保存されていないが、実地検査の際に受検庁から収集した資料や会計検査院独自に作成した資料が保存されていたため、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄の記載を「検査記録」から「検査資料」へと補正するように指導されたが、不開示のための指導とは詐欺にあった気分である。

イ 関係文書不存在の不開示決定通知にすると、資料の有無の文言について指導したと理解したが、19年11月9日付け190普第305号行政文書不開示決定通知書、処分庁からの通知に関して、不当な対応であった。

ウ 決算検査報告には、国民年金事業の中に「強制徴収制度がある」という記載はあるが、その細部については何も記載されていない。国民年金法の第96条以降に強制徴収があり、国の職員は国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づいて滞納整理をしなければならなかったが、会計検査院は何も行っていない。会計検査院が何か行っているのであれば、書類を見せるよう開示請求したところ、新たに該当する対象文書のうち何を本件開示請求に係る文書に含めるか意思確認を求められ、その中身が全然分からない言葉ばかりであった。

エ 書類があるかないかについて、仕事をしていて、保存期間が過ぎたから「ない」というのであれば分かるが、仕事をしていなくて「ない」というのは、情報公開法からいくと罰則規定もなければ何もないので、それで終わってしまう。それについては、私は我慢できないということを言いたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 原処分

本件開示請求は、19年10月4日付けで、「国民年金法による保険料の強制徴収が正しく処理されていたかの検査記録、保険料の滞納処分の時の納付書は正しく業務勘定に収入される用紙であったかの検査記録、納付書の管理に関する検査記録」の開示を求めたものである。この開示請求に対し、処分庁は、いつ、だれが、どのように検査をして、

検査の結果がどうであったかといった内容が記録された文書に該当する「検査記録」は保有していないことから、19年10月30日に本件審査請求人の了承を得て、当該開示請求中の「検査記録」を「検査資料」にそれぞれ補正した(以下、この補正前の本件開示請求を「補正前請求」、補正後の本件開示請求を「補正後請求」という。)

そして、処分庁は、補正後請求に係る対象文書として、本件対象文書1(本件対象文書1の詳細は別紙の1参照。)を特定し、19年11月9日付けで後記2(1)及び(2)と同様の理由により不開示決定を行い、本件審査請求人に通知した。

(2) 審査請求の提起

本件審査請求人は、上記原処分を不服とし、19年11月12日付けで審査請求を提起した。

(3) 変更処分

処分庁では、上記の審査請求の後、補正前請求の趣旨を踏まえるなど慎重に検討等を行い、20年2月5日に本件審査請求人に対し、会計検査院では、補正前請求に関連する会計検査に係るいくつかの情報が記録された文書として、本件対象文書2及び本件対象文書3を保有していること、そして、これらの文書を補正前請求に係る対象文書として開示を求めるかにつき本件審査請求人の意思を確認したい旨を連絡した。これに対し、本件審査請求人から、同年2月6日付けでこれらの文書いずれについても対象文書として開示を求めるとの回答がなされたことから処分庁では、補正前請求に係る対象文書として本件対象文書2及び本件対象文書3(本件対象文書2及び本件対象文書3の詳細は別紙の2参照)を追加特定し、同年2月20日付けで次の(ア)及び(イ)のとおり一部開示決定を行い、本件審査請求人に通知した。

(ア) 本件対象文書2のうち、下記 及び の情報が記録された部分については後記3(1)から(3)までと同様の理由により不開示とし、その他の情報(外形的事実に関する情報)が記録された部分については開示することとした。

具体的な検査事項・検査の内容等に関する情報

出張官(主任官を除く。)の官職・氏名及び個人印の印影

なお、本件対象文書2の「出張箇所、日割及び打合せ」の一部についても、この部分に記録されている情報が「具体的な検査事項・検査の内容等に関する情報」に該当するとして、不開示とされている。

(イ) 本件対象文書3のうち、下記 及び の情報が記録された部分につ

いては後記4(1)から(3)までと同様の理由により不開示とし、その他の情報(外形的事実に関する情報)が記録された部分については開示することとした。

具体的な検査事項・検査の内容等に関する情報

検査担当者の氏名

2 本件対象文書1に記録された情報の不開示情報該当性等

(1) 検査資料の一般的な不開示情報該当性

一般に、検査資料が開示され、その種別・内容等に関する情報が明らかとされた場合には、下記アないしエのようなおそれがある。

ア 受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ

会計検査院が実施する会計検査は、強制処分等の権限を背景として行われるものではなく、受検庁の理解と協力を得て行われるものである。したがって、検査の実施に当たっては、会計検査院と受検庁が検査する者と検査される者としての一定の緊張関係を保ちつつ、一定の信頼関係・協力関係に立つことが必要となる。

そして、検査過程では、検査の結果等に関する相互の率直な意見の交換ないし真剣かつ真摯な討議を通じ、会計検査院と受検庁が事実関係の正確な把握とこれに対する適切な評価を共有することが必要となる。

このようなことから、会計検査院では、審理・判断過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外のもの、すなわち、検査過程又は審理・判断過程における未成熟な検査の結果等に関する情報については、従来から不公表としており、このことは、受検庁の同院が実施する検査に対する理解と協力の前提となっている。

したがって、このような情報が開示された場合には、検査過程又は審理・判断過程における情報の不公表に対する受検庁一般の信頼を損ね、検査に対する受検庁の理解と協力の前提を掘り崩し、検査過程における検査資料の円滑な提出等を含む会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議の実施、事実関係の正確な把握及びこれに対する適切な評価の共有、ひいては不適切な会計経理の原因の究明、会計検査の目的の適切かつ効果的な実現に著しい支障を及ぼすおそれがある。

イ 受検庁による不適切な会計検査対応を招来するおそれ

上記アのとおり、会計検査は受検庁の理解と協力を得て行われるも

のであるが、会計検査院が検査の結果等を決算検査報告等に掲記し、公表することが受検庁に対する社会的非難を招来する可能性があることなどから、検査過程又は審理・判断過程では、当該検査の結果等が決算検査報告等に掲記され、公表されることを極力回避しようとする受検庁により、関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんといった不適切な会計検査対応が行われたり、資料提出要求に対し、提出をちゅうちょし又は難色を示したりする例も見受けられる。

そして、一般に、特定の検査資料が開示された場合には、当該受検庁のほか、他の受検庁においても、検査資料に関する情報は一般に開示されることがあるものであると受け止められるおそれがあり、そのように受け止められた場合には、現在又は将来の検査過程において、検査資料の開示を理由ないし口実とする不適切な会計検査対応が行われ、会計検査院として必要な検査資料の提出等が得られない事態を招来するおそれがあり、もって、同院による会計検査の厳正かつ円滑な実施に著しい支障を及ぼす具体的かつ現実的なおそれがある。

ウ 具体的な検査の着眼点、検査手法等に関する情報が外部に流出するおそれ

一般に、会計検査は、その性質上一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、検査対象である特定の検査事項及びこれに関する具体的な検査活動の内容、進ちょく状況、具体的な検査の着眼点及び検査手法、検査の結果等の取りまとめに関する検査上のノウハウなどについては、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に対する厳正かつ効果的な検査の実施のために会計検査院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものである。

そして、検査資料は、特定の検査事項の検査過程において具体的な検査上の関心ないし検査の目的に従って収集・整備されるものであるから、検査資料の種別・内容等に関する情報からは、具体的な検査の着眼点、検査手法等に関する情報を推知することが可能である。

したがって、検査資料の種別・内容等に関する情報が開示された場合には、会計検査院の实地検査の実施等に備え、あらかじめ周到な实地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集が阻害されるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

なお、検査資料には、会計検査院が会計検査の目的達成のために受検庁の協力を得て提出を受けるもののほか、同院独自の検査の着眼点、検査手法等に基づき作成又は取得されるものも少なくない。また、あ

る検査資料が受検庁から会計検査院に提出されたものである場合であっても、必ずしもそれ自体で当該受検庁に同院の検査目的等が了知されることになる訳ではない。

エ 公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれ

当該検査資料の種別・内容等に関する情報からは、上記ウのとおり、具体的な検査の着眼点、検査手法等を知り又は推認し得るものである。

したがって、検査資料の種別・内容等に関する情報を公にすることは、会計検査院内部における公正・慎重な審理・判断を確保するために設けられた審理・判断の過程の手続的な意義を損ねるのみならず、同院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、出席者相互間の自由で率直な意見交換等に基づく多角的な観点からの慎重かつ周到な審理・判断に支障を及ぼすおそれがある。

すなわち、会計検査院内部における率直な意見の交換等を不当に損ね、審理・判断に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、また、同院の独立機関としての意思決定の中立性を不当に損ねるおそれがある。

(2) 本件対象文書 1 に記録された情報の不開示情報該当性

ア 法第 5 条第 6 号（イ及び柱書き）該当性

(ア) 前記(1)アからウまでにおいて論じた点を踏まえると、本件対象文書 1 に記録された情報は、この情報を「公にすることにより」、会計検査院が検査過程で「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(法第 5 条第 6 号イ)があり、不開示情報に該当する。

(イ) 本件対象文書 1 に記録された情報は、検査の過程又は審理・判断の過程における事務に関する情報であり、法第 5 条第 6 号柱書きに規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報に該当する。そして、本件対象文書 1 に記録された情報が公にされ、その種別・内容等が明らかとされることにより生ずるおそれとは、前記(1)エで論じたとおりである。

したがって、本件対象文書 1 に記録された情報は、この情報を「公にすることにより」、会計検査院の「検査」に関する「事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」(法第 5 条第 6 号柱書き)があり、不開示情報に該当する。

イ 法第 5 条第 5 号該当性

本件対象文書 1 に記録された情報は、会計検査院内部又は同院と受検庁等との間の「審議、検討又は協議」に関する情報であり、法第 5

条第5号に規定する「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

そして、前記(1)ア、ウ及びエにおいて論じた点を踏まえると、本件対象文書1に記録された情報を公にすることにより、受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ、具体的な検査の着眼点、検査手法等に関する情報が外部に流出し、特定の受検庁又はその他の関係者に会計検査院の検査による指摘を免れる術を教示する結果となるおそれ、公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件対象文書1に記録された情報は、この情報を「公にすることにより」、検査過程又は審理・判断の過程における「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」及び会計検査院の検査に関係する「特定の者に不当に利益を与え」るおそれ(法第5条第5号)があり、不開示情報に該当する。

ウ 法第5条第1号又は第2号イ該当性

さらに、本件対象文書1に記録された情報の一部には、個人の氏名等又は法人の印影の情報が記録されている。

これらの情報は、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」(法第5条第1号本文)又は法人等に関する情報であって、この情報を「公にすることにより」、当該法人等の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(法第5条第2号イ)であり、不開示情報に該当する。

エ 部分開示の適否

本件対象文書1は、いずれも16、19検査年次の検査過程において、特定の検査事項に関し、会計検査院が社会保険庁本庁等から取得した各種の検査資料又は同院が作成した検査資料であるから、それ全体として当該検査事項に関する一個の検査資料であり、文書ごとにそれぞれその全体が検査資料の種別・内容等に関するひとまとまりの情報として、法第5条第6号(イ及び柱書き)及び第5号に該当することから、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる(法第6条第1項)か否かを検討する必要はない。

3 本件対象文書2に記録された情報の不開示情報該当性等

(1) 申報書に記録された情報の内容・性質

ア 申報書に記録された情報の内容

申報書には、表紙、添書、出張日割表等、目次及び申報

事項（「検査の方針」、「検査所見の概況」及び「個別事項」）を記載することとされている。

このうち、「添書」は、申報書の供覧を受けた者が順次押印する部分である。そして、添書には、主任官以下出張官全員の官職・氏名が記載され、個人印が押印される。

また、「申報事項」のうち、「検査の方針」には、出張箇所ごとに重要項目等の検査項目を記載するとともに、検査項目ごとの勢力配分比を記載することとされている。

「検査所見の概況」には、出張箇所、検査項目ごとに、検査の結果、違法・不当であると判断した事態、又は違法・不当ではないかとの疑義があり、引き続き検討する要を認めた事態のすべてについて、件名、事態の概要、今後必要としている事務処理及び検査担当者の氏名を記載することとされている。

そして、「個別事項」には、「検査所見の概況」に記載した事態のうち、照会文書の起案の準備が整っているものなどについて、さらに詳細に記載することとされている（以下、申報書の「検査所見の概況」又は「個別事項」に記録された実地検査の結果等については「検査所見等」という。）。

イ 申報書に記録された情報の性質

申報書は、特定の検査箇所ごとに、実地検査の実施直後という検査過程のごく初期の段階において作成される当該実地検査の速報的な性質を有する文書である。

そして、申報書の「検査の方針」に記録される情報は、当該検査年次ないし当該検査箇所に係る検査の重要項目、準重要項目、特定着眼項目、その他の項目及び検査項目ごとの勢力配分比であり、これは、検査の実実施計画に関する情報であって、現在又は将来の検査過程における各種の検査の厳正かつ効果的な実施の観点から公表になじまない性格のものである。

また、検査所見等は、特定の検査箇所に対する事実関係の把握が不十分な段階における未成熟な情報であって、その後の検査過程における十分な検証又は審理・判断過程における慎重かつ周到な審理・判断を経る必要があるものであり、それ自体、公表になじまない性格のものである。

(2) 申報書に記録された情報の一般的な不開示情報該当性

上記(1)で述べたところを踏まえれば、一般に、申報書が開示され、

これに記録された具体的な検査事項・検査の内容等に関する情報（申報書に検査所見等が記録されているかどうか（検査所見等の有無）に関する情報を含む。以下同じ。）、並びに出張官（主任官を除く。）の官職・氏名及び個人印の印影が明らかとされた場合には、次のアないしカのようなおそれがある。

ア 受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ

前記 2 (1)アで述べた「おそれ」と同様のおそれが生ずる。

イ 受検庁による不適切な会計検査対応を招来するおそれ

前記 2 (1)イで述べた「おそれ」と同様のおそれが生ずる。

ウ 具体的な検査の着眼点、検査手法等に関する情報が外部に流出するおそれ

前記 2 (1)ウで述べた「おそれ」と同様のおそれが生ずる。

エ 公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれ

前記 2 (1)エで述べた「おそれ」と同様のおそれが生ずる。

オ 会計検査院の公式見解であると国民一般に受け取られるなどのおそれ

申報書に記録された当該検査の結果等に関する情報は、事実関係の把握が不十分な段階における未成熟な情報であって、このような情報が開示された場合には、当該情報が会計検査院の公式見解であると国民一般に受け取られ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また、特定受検庁又はその他の関係者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

カ 検査担当者に対する外部の圧力・干渉等を招来するおそれ

会計検査院の職務の性質上、同院の正式な指摘事項等として公表されることを不都合とする外部から、同院又は同院の特定の検査事項に係る検査担当者に対して様々な働きかけ又は圧力・干渉等が行われる例は少なくない。

申報書に記録された特定の検査事項の検査担当者又は特定の検査箇所に対する実地検査の出張官を特定することができる会計検査院職員の名等に関する情報の開示は、当該検査担当者（出張官）に対する外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等を招来するなどして厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼし、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、また、特定の検査事項の検査担当者又は特定の検査箇所に対する実地検査の出張官個人としての権利利益を

害するおそれがある。

(3) 本件対象文書 2 に記録された情報の不開示情報該当性

ア 具体的な検査事項・検査の内容等に関する情報の不開示情報該当性
上記(2)を踏まえ、本件対象文書 2 に記録された情報のうち、具体的な検査事項・検査の内容等に関する情報の不開示情報該当性について検討すると、以下のとおりである。

(ア) 法第 5 条第 6 号(イ及び柱書き) 該当性

前記(2)アないしエで述べたおそれが生ずることから、当該情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報(法第 5 条第 6 号柱書き)であって、公にすることにより、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(同号イ)及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(同号柱書き)に該当する。

(イ) 法第 5 条第 5 号 該当性

また、具体的な検査事項・検査の内容等に関する情報が開示された場合には、前記(2)ア、ウ、エ及びオで述べたおそれが生ずることから、当該情報は、「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」であって、公にすることにより、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」及び「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」があるもの(法第 5 条第 5 号)に該当する。

イ 出張官(主任官を除く。)の官職・氏名及び個人印の印影の不開示情報該当性

また、前記(2)を踏まえ、本件対象文書 2 に記録された情報のうち、出張官(主任官を除く。)の官職・氏名及び個人印の印影の不開示情報該当性について検討すると、以下のとおりである。

(ア) 法第 5 条第 6 号(イ及び柱書き) 該当性

出張官(主任官を除く。)の官職・氏名及び個人印の印影が開示された場合には、前記(2)カで述べたおそれが生ずることから、当該情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報(法第 5 条第 6 号柱書き)であって、公にすることにより、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

(同号イ)及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(同号柱書き)に該当する。

(イ) 法第5条第1号該当性

出張官(主任官を除く。)の氏名及び個人印の印影は、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」(法第5条第1号本文)に該当する。

そして、このような情報が開示された場合には、前記(2)力で述べたおそれが生ずることから、当該情報は、法第5条第1号本文に規定する不開示情報に該当する。

ウ 部分開示の適否

本件対象文書2に記録された情報のうち不開示とした部分は、ひとまとまりの情報すなわち最小限の有意な情報であるから、これをさらに細分化して部分開示することは妥当ではない。

4 本件対象文書3に記録された情報の不開示情報該当性等

(1) 本件対象文書3に記録された情報の内容・性質等

ア 観点別検査実施記録票

19検査年次以降、各検査担当者は、会計実地検査を終了した後、実地検査の対象とした事務事業について、検査の観点及び批難態様を記載した観点別検査実施記録票を作成することとされており、上席調査官(年金担当)では、国民年金事業に係る検査において調査官等名、検査箇所、検査実施年月日、検査項目、検査内容、観点及び態様の各事項を主な記載内容としている。

イ 本件対象文書3に記録された情報の内容・性質

観点別検査実施記録票は、各検査担当者が検査実施年月日ごとに、実地検査の実施直後という検査過程の初期の段階において作成する文書であり、よって、本件対象文書3に記録された情報は、検査過程の初期の段階における精度不十分な情報(未成熟な情報)であり、公表にはなじまないものである。また、当該情報から推知することが可能な具体的な検査の着眼点、検査手法等に関する情報は、現在又は将来の検査過程における会計検査の厳正かつ効果的な実施の観点から公表になじまないものである。

(2) 本件対象文書3に記録された情報が開示された場合のおそれ

上記(1)を踏まえれば、本件対象文書3が開示され、これに記録された具体的な検査事項・検査の内容等に関する情報及び検査担当者の氏名

が明らかとされた場合には、次のアないしオのおそれがある。

ア 具体的な検査の着眼点、検査手法等に関する情報が外部に流出するおそれ

前記 2 (1)ウで述べた「おそれ」と同様のおそれが生ずる。

イ 受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ

前記 2 (1)アで述べた「おそれ」と同様のおそれが生ずる。

ウ 受検庁による不適切な会計検査対応を招来するおそれ

前記 2 (1)イで述べた「おそれ」と同様のおそれが生ずる。

エ 公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれ

前記 2 (1)エで述べた「おそれ」と同様のおそれが生ずる。

オ 検査担当者に対する外部の圧力・干渉等を招来するおそれ

前記 3 (2)カで述べた「おそれ」と同様のおそれが生ずる。

(3) 本件対象文書 3 に記録された情報の不開示情報該当性

ア 具体的な検査事項・検査の内容等に関する情報の不開示情報該当性
上記(2)を踏まえ、本件対象文書 3 に記録された情報のうち、具体的な検査事項・検査の内容等に関する情報の不開示情報該当性について検討すると、以下のとおりである。

(ア) 法第 5 条第 6 号 (イ及び柱書き) 該当性

このような情報が開示された場合には、前記(2)アないしエで述べたおそれが生ずることから、当該情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報(法第 5 条第 6 号柱書き)であって、公にすることにより、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(同号イ)及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(同号柱書き)に該当する。

(イ) 法第 5 条第 5 号該当性

また、このような情報が開示された場合には、前記(2)ア、イ及びエで述べたおそれが生ずることから、当該情報は、「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」であって、公にすることにより、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」及び「特定の者に不当に利益を与え」るおそれがあるもの(法第 5 条第 5 号)に該当する。

イ 検査担当者の氏名の不開示情報該当性

また、前記(2)を踏まえ、本件対象文書 3 に記録された情報のうち、

検査担当者の氏名の不開示情報該当性について検討すると、以下のとおりである。

(7) 法第5条第6号(イ及び柱書き)該当性

前記(2)オで述べたおそれが生ずることから、当該情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報(法第5条第6号柱書き)であって、公にすることにより、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

(1) 法第5条第1号該当性

検査担当者の氏名は、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」(法第5条第1号本文)に該当する。

そして、このような情報が開示された場合には、前記(2)オで述べたおそれが生ずることから、当該情報は、法第5条第1号本文に規定する不開示情報にも該当する。

ウ 部分開示の適否

本件対象文書3に記録された情報のうち、不開示とした部分は、ひとまとまりの情報、すなわち、最小限の有意な情報であるから、これをさらに細分化して部分開示することは妥当ではない。

5 諮問庁の所見

以上のことから、本件不開示決定(原処分の変更による一部不開示決定を含む。)の処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

平成20年	3月10日	諮問書の收受
同年	6月19日	諮問庁から意見書を收受
同年	7月 3日	諮問庁の職員(会計検査院第2局上席調査官(年金担当)ほか)からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
同年	9月 3日	審議
同年	10月 8日	審査請求人からの口頭意見陳述の聴取及び審議
平成21年	4月23日	審議

同年 5月27日 審議
同年 7月 1日 審議
同年 9月 1日 諮問庁から追加意見書を収受
同年 9月 9日 諮問庁の職員（会計検査院第2局厚生労働
検査第4課長ほか）からの口頭説明の聴取
及び審議
同年10月14日 審議
同年12月 9日 審議
平成22年 3月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件開示請求は、補正後請求によると、国民年金法による保険料の強制徴収が正しく処理されていたかの検査資料、保険料の滞納処分の時の納付書は正しく業務勘定に収入される用紙であったかの検査資料、納付書の管理に関する検査資料に対してなされたものである。処分庁は、これに該当する文書として、本件対象文書1を特定した上で、不開示とする原処分を行った。

処分庁では、この不開示決定に対する審査請求の後、補正前請求の趣旨を踏まえるなどして検討したところ、本件対象文書2及び本件対象文書3を保有していることが明らかになったため、審査請求人にこれらについても対象文書として開示を求める旨の確認を行った上で、これらを対象文書に含めてその一部を開示する変更処分を行った。

そして、諮問庁は、審査請求人の了解を得て、原処分に加えて、変更処分も審査請求の対象に含めるよう審査請求書を補正した。

したがって、審査請求人は、原処分に加えて、変更処分のうち不開示とした部分の決定の取消しを求めているため、両処分を対象として、以下、その当否を検討することとする。

2 本件対象文書1に記録された情報の不開示情報該当性等

(1) 本件対象文書1について

本件対象文書1はすべて、16、19検査年次の検査過程において、特定の検査事項に関し、会計検査院が社会保険庁本庁等から取得した各種の検査資料又は同院が作成した検査資料である。

(2) 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱い等について

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱い等については、次のような事情が認められる。

ア 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による捜索、差押えのように直接的・物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対し、口頭での説明や意見交換に加え、同院が指定した形式に基づく各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査の結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、当該事態及びその発生原因に関する所見等を記載した質問文書を受検庁に発遣し、質問文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因の究明、実効ある是正改善方策の追求等を図っている。

イ 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどにかんがみ、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを決算検査報告に掲記するなどし、正式な指摘事項等として公表することとしている。

ウ 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記ア及びイのような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議等を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

また、会計検査院では、特定の検査事項に関し、検査過程において収集、作成等される検査資料に記録された情報を公にすれば、検査事項、検査内容、検査の着眼点のほか、具体的な検査手法等が明らかになり、検査の実施及び検査の結果等の審理・判断に支障が生ずるおそ

れがあるとしている。

エ 会計検査における受検庁との協力関係

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を達成するため、一定の信頼関係・協力関係にもあるものと考えられる。

そして、前記イのように、会計検査院の正式な検査の結果等（指摘事項等）とされるのは、検査過程及び所定の審理・判断の過程を経て決算検査報告に掲記するなどされたもののみであるというのが同院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要とされている。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、質問文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間での資料等の提出及び討議については、十分な情報・資料の提供、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、会計検査院と受検庁の間では、特定の検査事項に関して提出される検査資料や質問文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、その提出及び授受等が行われているものと認められる。

このような会計検査院と受検庁の間における信頼を前提とする検査過程及び検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱いは、現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で理由のないものではないと認められる。

(3) 不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分するなどして調査したところ、本件対象文書1は、会計検査院の一定の検査上の関心ないし検査の目的に基づいて収集・整備が行われた検査資料であり、この種別・内容からは、同院の検査事項、検査内容、検査の着眼点、具体的な検査手法等を端的に読み取ることができるものである。

このため、これらの情報が公になり、社会保険庁本庁等以外の受検庁

一般に知られることとなった場合には、会計検査院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の検査の着眼点、具体的な検査手法等が明らかになり又は推認され、受検庁においていわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

また、本件の検査資料が公にされると、検査過程等における検査の結果等に関する情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼を損ない、今後の検査の実施に当たり、会計検査院と受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

さらに、諮問庁は、上記のような支障は、本件の検査に直接関係する受検庁に対してのみ生ずるものではなく、現在又は将来における他の受検庁一般との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院によって検査資料が公にされたという事実をとらえ、検査過程等の不公表の取扱いに対する信頼が崩れたとし、これを理由ないし口実として他の受検庁から検査に対する十分な協力が得られなくなるおそれがあり、同院とこれら受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあるなどと主張している。

受検庁によっては、検査の結果等が決算検査報告に掲記されるなどして公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、資料の提出に難色を示したり、周到な検査対策を施したりといった不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情を考慮すると、このような諮問庁の主張も決して理由のないものではないと考えられる。

そして、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するだけでなく、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査にとって必須のものと認められる。

したがって、受検庁との間における十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効ある是正改善方策を追求することなどに支障が生ずるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件対象文書 1 に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第 5 条第 6 号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第 5 号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

3 本件対象文書 2 に記録された情報の不開示情報該当性等

(1) 本件対象文書 2 について

本件対象文書 2 は、16 年 7 月 26 日から同年 7 月 30 日までの間に上席調査官（年金担当）が厚生労働本省外 3 箇所について実施した会計実地検査に係る申報書である。

(2) 会計実地検査における打合せ事項と申報書

会計検査院が行う検査の過程において重要な役割を占めるのが、実際に検査箇所を赴いて実施する会計実地検査であり、実地検査の結果、違法・不当であると判断した事態、又は違法・不当ではないかとの疑義があり、引き続き検討する必要があると認めた事態があった場合には、実地検査の最終日等に同院と受検庁との間で行われる打合せの場で、打合せ事項としてそのような事態の概要等について通告することとされている。諮問庁の説明によれば、会計検査院が実地検査において検査の端緒をつかみ、当該実地検査の終了後も検査を継続する必要があると認めた事態等がある場合には、必ずこの打合せの場において、今後の検査継続等について受検庁に対し通告することとしているとのことである。そして、このような実地検査の打合せにおいて受検庁に対し通告した打合せ事項等が、申報書において検査所見の概況等として記載され、会計検査院の上層部にまで報告されることとなるものであり、この申報書には、添書、出張日割表等、目次及び申報事項等を記載することとされている。

(3) 不開示情報該当性について

ア 添書の不開示部分

当審査会において本件対象文書を見分するなどして調査したところ、当該不開示部分は、主任官を除く出張官の官職、氏名及び個人印の印影（以下「出張官の氏名等」という。）であり、これらは、出張官に係る法第 5 条第 1 号本文に規定する個人に関する情報であって、本件実地検査に従事した者を特定することができるものであると認められる。

諮問庁は、出張官の氏名等が開示されることにより、検査担当者に

対する外部の圧力・干渉等を招来するなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼし、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、また、特定の検査事項の検査担当者又は特定の検査箇所に対する実地検査の出張官個人としての権利利益を害するおそれがあると主張している。

しかし、本件においては、出張官の人数等をかながみると、出張官の氏名等を公にすることにより直ちに特定の検査事項の担当者が明らかになるとはいえないことなどから、外部の関係者等から当該出張官に対する不当な圧力・干渉等を招来するおそれがあるとは認められない。

このため、出張官の氏名等は、法第5条第6号イ及び柱書きに規定する不開示情報に該当するとは認められない。

また、公務員の氏名については、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により特段の支障の生ずる場合を除き、公にするものとされ、また、その場合は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報として取り扱うこととされており、本件においては、前記のとおり、特段の支障の生ずるおそれがあるとは認められないことから、出張官の氏名等のうち氏名及び個人印の印影は、法第5条第1号ただし書イに該当する。

さらに、出張官の氏名等のうち官職については、公務員の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員の職に係る部分であることから、法第5条第1号ただし書八に該当する。

したがって、出張官の氏名等は開示することが妥当である。

イ 出張日割表等の不開示部分

当審査会において本件対象文書を見分するなどして調査したところ、当該不開示部分は、出張箇所、実地検査を行った年月日並びに検査結果の打合せの日時、場所及び主な当局者の職氏名が記録されている出張日割表等の出張箇所欄のうち、出張箇所名に追加して記録された情報である。

諮問庁は、この追加して記録されている情報は具体的な検査事項・検査の内容等に関する情報であり、このような情報が開示されることにより、受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ、受検庁の不適切な会計検査対応を招来するおそれ、具体的な検査

の着眼点、検査手法等に関する情報が外部に流出するおそれ、公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがあると説明している。

しかし、この部分には、上席調査官（年金担当）の当該検査箇所に対する検査の実施状況が抽象的に記録されているに過ぎず、仮に公にしたとしても、具体的な検査事項・検査の内容等に関する情報が明らかになるとは認められない。

したがって、この部分に記録された情報は、法第5条第5号、同条第6号イ及び柱書きに規定する不開示情報に該当せず、開示することが妥当である。

ウ 目次及び申報事項の不開示部分

当審査会において本件対象文書を見分するなどして調査したところ、当該不開示部分は、目次のうち、検査の方針の項目に係る記載、目次であることを示す記載及び頁番号であることを示す記載、申報事項のうち、検査の方針の表題、並びに表のうち、出張箇所の名称の記載部分、これに係る書式部分及びこれらの直下の行を除いた部分である。

申報事項の部分には、検査所見の概況等として打合せ事項等を記載するとされていることから、当該不開示部分が開示された場合には、本件実地検査における打合せ事項等の有無が明らかになることになる。そして、打合せ事項等の有無に関する情報を公にした場合、以下のように、会計検査院の検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(ア) 実地検査の過程においては、各検査担当者は、受検庁に対し、多くの質問を投げかけたり、疑問を提示したり、注意を行ったりするのが通常であるが、そのすべてが実地検査の最終日等に行われる打合せの場で打合せ事項として通告されるわけではない。すなわち、打合せ事項とされるのは、各検査担当者が検査の過程で行った多くの質問、疑問、注意等に係る事態のうち、重要性が高いものであったり、今後検査を継続する必要があると判断されたものであったりする事態に限られるのであって、検査箇所によっては、このような打合せ事項とされるべき事態がないという場合も必ずしも少なくないとのことである。

このような事情を踏まえると、打合せ事項として正式に通告される事態があるか否かということは会計検査院にとっても受検庁にと

っても重大な問題であり、また、何らかの打合せ事項があったというだけで、受検庁が一定の社会的非難を受ける場合があることも否定できない。一方、打合せは、実地検査の実施直後という検査過程のごく初期の段階において行われるものであり、打合せで通告された事態やそれについての見解は、その後の検査、受検庁との意見交換、会計検査院内における審議等によってさらに検討が加えられるべき精度不十分なものであって、打合せ事項がそのまま同院が公表する正式な指摘事項等となるものではない。

前記2(2)ウのとおり、会計検査院では、検査過程等における情報について外部に公表しないという立場をとっており、同院と受検庁との間では、検査過程における検査の結果等に関する情報は、外部に公表されるものではないという信頼の下で、問題とされた事態について、十分な情報・資料を提供及び収集し、それらに基づいて率直に意見を交換し、様々な角度から討議を行っているものと認められる。

このため、申報事項のうち不開示とされている部分が開示され、打合せ事項等の有無に関する情報が公にされると、検査過程等における検査の結果等に関する情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼を損ない、今後の検査の実施に当たり、会計検査院と受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

さらに、諮問庁は、上記のような支障は、本件実地検査に直接関係する受検庁に対してのみ生ずるものではなく、現在又は将来における他の受検庁一般との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院によって検査過程等の途上にある情報の内容が公にされたという事実をとらえ、検査過程等の不公表の取扱いに対する信頼が崩れたとし、これを理由ないし口実として他の受検庁から検査に対する十分な協力が得られなくなるおそれがあり、同院とこれら受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあるなどと主張している。

受検庁によっては、検査の結果等が決算検査報告に掲記されるなどして公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、資料の提出に難色を示したり、周到な検査対策を施したりといった不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情を考慮すると、このような諮問庁の主張も決して理由のないものではないと考

えられる。

そして、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するだけでなく、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査にとって必須のものと認められる。

したがって、受検庁との間における十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効ある是正改善方策を追求することなどに支障が生ずるおそれがあると認められる。

- (イ) 申報事項のうち検査の方針の部分については、打合せ事項等の有無にかかわらず、常に記載されることとされていて、その記載から打合せ事項等の有無が直ちに明らかになるわけではない。しかし、検査の方針の部分には、表形式で、本件実地検査に係る出張箇所の名称及びそれに対する具体的な検査の方針、すなわち、重点的に検査することとしている検査項目、これに準じて着眼することとしている検査項目、当該出張箇所について特に着眼した検査項目等の別に、その具体的な検査項目及び検査項目ごとの勢力配分比が記録されており、このうち具体的な検査の方針を記載すべき部分及びこれに係る書式部分のうち重点項目、これに準じる項目等の別を示す記述（これらの部分に係る枠線を含む。）については表の後半部分に当たることから、これらを開示すると、申報事項のうち検査の方針が記録されている部分の範囲が明らかになってしまうことになる。そして、本件申報書については、申報事項が記録されている部分は全部で130枚であることが明らかにされているため、そのうち検査の方針が記録されている部分の範囲が明らかになれば、それより後の部分の有無により、結果的に検査所見の概況等として記録された打合せ事項等の有無が推認されてしまうこととなると認められる。

さらに、上記の具体的な検査の方針に関する情報が仮に公にされた場合には、同種・類似の検査を行うことが予想される出張箇所に

において、当該重点事項や勢力配分の大きい事項等に的を絞っていわゆる検査対策を講じることを容易にしたり、検査の実施に対して不当な圧力・干渉等を招来したりするなどのおそれがあると認められる。

したがって、上記(ア)及び(イ)に記述したとおり、本件申報書の目次及び申報事項の部分のうち不開示とされている部分に記載されている情報は、公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第5号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

4 本件対象文書3に記載された情報の不開示情報該当性等

(1) 本件対象文書3について

本件対象文書3は、19検査年次に国民年金事業について実施した会計実地検査に係る観点別検査実施記録票である。

(2) 不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分するなどして調査したところ、当該不開示部分は、本件対象文書3のうち、検査項目、検査内容、観点、態様の各欄の記録及び検査を担当した調査官等名の欄の記録である。

ア 検査項目、検査内容、観点、態様の各欄の不開示部分

当該不開示部分のうち検査項目、検査内容、観点、態様の各欄に記載された情報からは、会計検査院の具体的な検査事項、検査の観点、検査の着眼点等を知り又は推認することが可能である。

このため、これらの情報が公になり、社会保険庁本庁等以外の受検庁一般に知られることとなった場合には、会計検査院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の検査の観点・着眼点、検査手法等が明らかになり又は推認され、受検庁においていわゆる検査対策を講じることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第5号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

イ 調査官等名の欄の不開示部分

当該不開示部分のうち検査を担当した調査官等名の欄に記録されている情報からは、実地検査を行った者を特定することができるものと認められる。

会計検査院と受検庁及びその関係者は、検査を実施するものと検査を受けるもの及びその関係者という立場で緊張関係にあり、検査の結果、指摘等を受けた場合には、受検庁及びその関係者にとって金銭の返還、弁償等の経済的負担につながることもあるほか、一定の社会的非難を受けることも少なくないところである。このようなことからすると、会計検査院に対しては、指摘等を免れようとするなどして、常に外部から不当な圧力・干渉等が加えられるおそれがあり、実際、そのように外部からの様々な働きかけ又は不当な圧力・干渉等が加えられた例も存在するとの諮問庁の説明は十分理解できるものである。

そして、本件開示決定により本件対象文書3は国民年金事業に対する実地検査を実施した際に作成されたものであることが明らかとなっており、また、本件対象文書3に記録された各社会保険事務所等の名称も明らかとなっているため、その各社会保険事務所等の実地検査を行った調査官等の氏名が明らかとなれば、上記のとおり、当該社会保険事務所等又は当該事業に関係を有する外部の関係者等から当該調査官等に対して不当な圧力・干渉等を招来するおそれがあると認められる。なお、本件対象文書3に記録された実地検査自体は既に終了しているものの、会計検査の継続性・反復性からすると、当該調査官等に対する上記のような圧力・干渉等は、当該実地検査や当該検査年次の終了後であっても生じ得るものと考えられる。

そして、このような事態が生じた場合には、当該調査官等に限らず、現在又は将来の検査過程における検査担当者一般の検査活動を萎縮させるおそれもあると認められる。

したがって、当該不開示部分のうち、調査官等の氏名は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第1号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、会計検査院が国民年金の強制徴収について検査を行っている

のであれば、それに関係する書類を開示すべきであると主張している。これは、本件対象文書1から3までについて、その不開示とされている部分を開示することが、会計検査院が国民年金の強制徴収について適正に検査を行ったことに対する説明責任を果たすことになるという公益に合致することから、法第7条に規定する公益上の理由による裁量的開示を行うべき場合に当たるといふ趣旨の主張を含むものとも解される。

しかし、前記2から4までで述べたように、これらの部分のうち、3において開示すべきとした箇所以外の部分を公にした場合、会計検査院の検査担当者ないし出張官に対して不当な圧力・干渉等を招来したり、検査過程等における検査の結果等に関する情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼が損なわれたりして、同院の検査の実施に軽視できない支障を及ぼすおそれがある。

したがって、法第7条の規定を適用して本件申報書のうちなお不開示とされている部分を開示することに、これらの不利益を上回る利益があると認めるに足るだけの公益上の必要性が特にあるとは認められず、審査請求人の主張は採用することができない。

その他、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

6 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、諮問庁が不開示とすべきであるとしている部分のうち、「第1」に記載した部分は開示することが妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木 曾 国 隆

委員 河 野 正 男

委員 早 坂 禧 子

別紙

1 本件対象文書1の詳細

ア 補正後請求のうち「国民年金法による保険料の強制徴収が正しく処理されていたかの検査資料」として、

- ・平成15年度決算検査報告の特定検査状況「国民年金事業の実施状況について」(以下「15年度特定」という。)における国民年金保険料の強制徴収の検査に係る関係文書(資料)
- ・平成18年度決算検査報告の特定検査状況「国民年金事業における被保険者資格の適用、保険料収納等の実施状況について」(以下「18年度特定」という。)における国民年金保険料の強制徴収の検査に係る関係文書(資料)

イ 補正後請求のうち「保険料の滞納処分の時の納付書は正しく業務勘定に収入される用紙であったかの検査資料、納付書の管理に関する検査資料」として、

- ・平成18年度決算検査報告の厚生労働省に係る不正行為「職員的不正行為による損害が生じたもの」(以下「18年度不正行為」という。)における長野社会保険事務局長野南社会保険事務室及び福岡社会保険事務局小倉南社会保険事務所の検査に係る関係文書(資料)

2 本件対象文書2及び本件対象文書3の詳細

ア 補正前請求のうち「国民年金法による保険料の強制徴収が正しく処理されていたかの検査記録」として、

- ・15年度特定における国民年金保険料の強制徴収の検査に係る「会計実地検査申報書(16年7月26日から同年7月30日までの間に厚生労働本省外3箇所について実施したもの、上席調査官(年金担当)に係るもの)」(本件対象文書2)
- ・18年度特定における国民年金保険料の強制徴収の検査に係る「観点別検査実施記録票」(本件対象文書3)

イ 補正前請求のうち「保険料の滞納処分の時の納付書は正しく業務勘定に収入される用紙であったかの検査記録、納付書の管理に関する検査記録」として、

- ・18年度不正行為における長野社会保険事務局長野南社会保険事務室の検査に係る「観点別検査実施記録票」(本件対象文書3)